

# **ふくしまレッドリスト**

## **2020 年版**

**令和3年3月**  
**福島県生活環境部自然保護課**

## 目 次

<b>I ふくしまレッドリスト（2020年版）について</b>	
1 ふくしまレッドリストとは	・・・ 1
2 ふくしまレッドリスト（2020年版）のカテゴリー（ランク）と評価方法	
(1) カテゴリー（ランク）	・・・ 1
(2) 評価方法	・・・ 1
(3) ふくしまレッドリスト（2020年版）のカテゴリーと評価方法	・・・ 2
3 ふくしまレッドリスト（2020年版）掲載種数	・・・ 8
4 主な改訂内容	
(1) 植物（維管束植物）	
(2) 昆虫類	
(3) 鳥類	
(4) 淡水魚類	
(5) 両生類	
(6) 爬虫類	
(7) 淡水性二枚貝	
5 改訂の経緯及び調査体制	
(1) 改訂の経緯	・・・ 9～10
(2) 調査体制	・・・ 10
6 ふくしまレッドリストの活用	・・・ 11
7 問い合わせ先	・・・ 11
<b>II ふくしまレッドリスト（2020年版）</b>	
コケ類	・・・ 12～15
維管束植物	・・・ 16～36
昆虫類	・・・ 37～41
鳥類	・・・ 42～44
淡水魚類	・・・ 45
両生類	・・・ 46
爬虫類	・・・ 47
哺乳類	・・・ 48
淡水性甲殻類	・・・ 49
菌類（菌類、冬虫夏草）	・・・ 50～53
淡水性二枚貝	・・・ 54

# I ふくしまレッドリスト（2020年版）について

## 1 ふくしまレッドリストとは

野生生物を絶滅させないためには、絶滅のおそれのある種の現状を的確に把握し、そのための対策をとり、一般への理解を深める必要があります。福島県内の絶滅のおそれのある種をリストにまとめたのが「ふくしまレッドリスト」です。平成13年と平成15年に初めてリストが作成されましたが、経済・社会活動の急激な拡大や東日本大震災の影響等により、野生動植物の生息環境等は大きく変化していることから、平成25年よりレッドリストの改訂調査に着手し、絶滅の恐れがある野生生物について再度評価を行い、平成29年11月にふくしまレッドリスト（2017年版）を公表しました。

## 2 ふくしまレッドリスト（2020年版）のカテゴリー（ランク）と評価方法

### （1）カテゴリー（ランク）

ふくしまレッドリスト（2017年版）から、絶滅の危険性を示す基準として、環境省版レッドリストのカテゴリーを準用しています。

なお、環境省版レッドリストでは、IA類(CR)、IB類(EN)、II類(VU)について、「絶滅のおそれのある種」として位置づけられています。

### （2）評価方法

ふくしまレッドリスト（2001-2003年版）では、定量的な評価を行うための数値化された県内データが少ないため、定性的要件を採用しカテゴリー評価を行いました。

しかし、数値基準による客観的評価は今までの定性的な評価よりも好ましいことから、ふくしまレッドリストの改訂にあたり、環境省版レッドリストカテゴリーに準拠した定量的要件を導入しました。（P2～P6参照）

ただし、数値的に評価が可能となるようなデータが得られない種も多いことから、今までの定性的要件と、新たに示された定量的要件（数値基準）を併用し、数値基準に基づいて評価することが可能な種については、定量的要件を適用しました。

定量的評価：数値基準による客観的評価

（例：個体数が〇〇未満、過去〇〇年で〇〇%以上の減少があった）

定性的評価：数量が把握できない場合の生息確認地における環境等の外的要因の変化による比較評価

（例：全ての生息地で生息条件が悪化している）

(3) ふくしまレッドリスト（2020年版）のカテゴリーと判定方法

[環境省版レッドリストカテゴリーに準拠]

カテゴリー及び基本概念		定性的要件	定量的要件	
<b>絶滅</b> Extinct (EX) 福島県ではすでに絶滅したと考えられる種 <small>(注1.以下同じ)</small>		過去に福島県に生息したことが確認されており、飼育・栽培下を含め、福島県ではすでに絶滅したと考えられる種		
<b>野生絶滅</b> Extinct in the Wild (EW) 飼育・栽培下でのみ存続している種		過去に福島県に生息したことが確認されており、飼育・栽培下では存続しているが、福島県において野生ではすでに絶滅したと考えられる種 【確実な情報があるもの】 ①信頼できる調査や記録により、すでに野生で絶滅したことが確認されている。 ②信頼できる複数の調査によっても、生息が確認できなかった。 【情報量が少ないもの】 ③過去50年間前後の間に、信頼できる生息の情報が得られていない。		
<b>絶滅危惧 I 類</b> Critically Endangered + Endangered (CR+EN) 絶滅の危機に瀕している種  T H R E A T E N E D	次のいずれかに該当する種  【確実な情報があるもの】 ①既知のすべての個体群で、危機的水準にまで減少している。 ②既知のすべての生息地で、生息条件が著しく悪化している。 ③既知のすべての個体群がその再生産能力を上回る捕獲・採取圧にさらされている。 ④ほとんどの分布域に交雑のある別種が侵入している。  【情報量が少ないもの】 ⑤それほど遠くない過去(30年～50年)の生息記録以後確認情報がなく、その後信頼すべき調査が行われていないため、絶滅したかどうかの判断が困難なもの。	<b>絶滅危惧 I A 類</b> Critically Endangered (CR)  ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高いもの。	A. 次のいずれかの形で個体群の減少が見られる場合。 1. 過去10年間もしくは3世代のどちらか長い期間 <small>(注2.以下同じ)</small> を通じて、90%以上の減少があったと推定され、その原因がなくなつておらず、且つ理解されており、且つ明らかに可逆的である。 2. 過去10年間もしくは3世代のどちらか長い期間を通じて、80%以上の減少があったと推定され、その原因がなくなつてない、理解されていない、あるいは可逆的でない。 3. 今後10年間もしくは3世代のどちらか長期間を通じて、80%以上の減少があると予測される。 4. 過去と未来の両方を含む10年間もしくは3世代のどちらか長い期間において80%以上の減少があると推定され、その原因がなくなつてない、理解されていない、あるいは可逆的でない。  B. 出現範囲が100km <sup>2</sup> 未満もしくは生息面積が10km <sup>2</sup> 未満であると推定されるほか、次のうち2つ以上の兆候が見られる場合。 1. 生息地が過度に分断されているか、ただ1カ所の地点に限定されている。 2. 出現範囲、生息面積、成熟個体数等に継続的な減少が予測される。 3. 出現範囲、生息面積、成熟個体数等に極度の減少が見られる。	

**(注1)**種：動物では種及び亜種、植物では種、亜種及び変種（一部に品種を含む）を示す。

**(注2)**過去10年間もしくは3世代：1世代が短く3世代に要する期間が10年未満のものは年数を、1世代が長く3世代に要する期間が10年を超えるものは世代数を採用する。

カテゴリー及び基本概念		定性的要件	定量的要件
絶滅危惧 THREATENED	絶滅危惧 I 類 Critically Endangered + Endangered (CR+EN) 絶滅の危機に瀕している種  現在の状態をもたらした圧迫要因が引き続き作用する場合、野生での存続が困難なもの。	絶滅危惧 I A 類 Critically Endangered (CR)  ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高いもの。	<p>C. 個体群の成熟個体数が250未満であると推定され、さらに次のいずれかの条件が加わる場合。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 3年間もしくは1世代のどちらか長い期間に25%以上の継続的な減少が推定される。</li> <li>2. 成熟個体数の継続的な減少が観察、もしくは推定・予測され、かつ次のいずれかに該当する。             <ol style="list-style-type: none"> <li>a) 個体群構造が次のいずれかに該当                     <ol style="list-style-type: none"> <li>i) 50以上の成熟個体を含む下位個体群は存在しない。</li> <li>ii) 1つの下位個体群中に90%以上の成熟個体が属している。</li> </ol> </li> <li>b) 成熟個体数の極度の減少</li> </ol> </li> </ol> <p>D. 成熟個体数が50未満であると推定される個体群である場合。</p> <p>E. 数量解析により、10年間、もしくは3世代のどちらか長い期間における絶滅の可能性が50%以上と予測される場合。</p>
	絶滅危惧 I B 類 Endangered (EN)  I A 類ほどではないが、近い将来における野生での絶滅の危険性が高いもの。	A. 次のいずれかの形で個体群の減少が見られる場合。 <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 過去10年間もしくは3世代のどちらか長い期間を通じて、70%以上の減少があったと推定され、その原因がなくなつておらず、且つ理解されており、且つ明らかに可逆的である。</li> <li>2. 過去10年間もしくは3世代のどちらか長い期間を通じて、50%以上の減少があったと推定され、その原因がなくなつていない、理解されていない、あるいは可逆的でない。</li> <li>3. 今後10年間もしくは3世代のどちらか長期間を通じて、50%以上の減少があると予測される。</li> <li>4. 過去と未来の両方を含む10年間もしくは3世代のどちらか長い期間において50%以上の減少があると推定され、その原因がなくなつていない、理解されていない、あるいは可逆的でない。</li> </ol> <p>B. 出現範囲が5,000km<sup>2</sup>未満もしくは生息地面積が500km<sup>2</sup>未満であると推定されるほか、次のうち2つ以上の兆候が見られる場合。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 生息地が過度に分断されているか、5以下の地点に限定されている。</li> <li>2. 出現範囲、生息地面積、成熟個体数等に継続的な減少が予測される。</li> <li>3. 出現範囲、生息地面積、成熟個体数等に極度の減少が見られる。</li> </ol>	

カテゴリー及び基本概念		定性的要件	定量的要件
絶滅危惧	<p><b>絶滅危惧 I 類</b> Critically Endangered + Endangered (CR+EN) 絶滅の危機に瀕している種</p> <p>現在の状態をもたらした圧迫要因が引き続き作用する場合、野生での存続が困難なもの。</p>	<p><b>絶滅危惧 I B 類</b> Endangered (EN)</p> <p>I A 類ほどではないが、近い将来における野生での絶滅の危険性が高いもの。</p>	<p>C. 個体群の成熟個体数が2,500未満であると推定され、さらに次のいずれかの条件が加わる場合。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>5年間もしくは2世代のどちらか長い期間に20%以上の継続的な減少が推定される。</li> <li>成熟個体数の継続的な減少が観察、もしくは推定・予測され、かつ次のいずれかに該当する。             <ol style="list-style-type: none"> <li>個体群構造が次のいずれかに該当                   <ol style="list-style-type: none"> <li>250以上の成熟個体を含む下位個体群は存在しない。</li> <li>1つの下位個体群中に95%以上の成熟個体が属している。</li> </ol> </li> <li>成熟個体数の極度の減少</li> </ol> </li> <li>成熟個体数が250未満であると推定される個体群である場合。</li> <li>数量解析により、20年間、もしくは5世代のどちらか長い期間における絶滅の可能性が20%以上と予測される場合。</li> </ol>
T H R E A T E N E D	<p><b>絶滅危惧 II 類</b> Vulnerable (VU) 絶滅の危険が増大している種</p> <p>現在の状態をもたらした圧迫要因が引き続き作用する場合、近い将来「絶滅危惧 I 類」のカテゴリーに移行することが確実と考えられるもの。</p>	<p>次のいずれかに該当する種</p> <p><b>【確実な情報があるもの】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①大部分の個体群で個体数が大幅に減少している。</li> <li>②大部分の生息地で生息条件が明らかに悪化しつつある。</li> <li>③大部分の個体群がその再生産能力を上回る捕獲・採取圧にさらされている。</li> <li>④分布域の相当部分に交雑可能な別種が侵入している。</li> </ul>	<p>A. 次のいずれかの形で個体群の減少が見られる場合。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>過去10年間もしくは3世代のどちらか長い期間を通じて、50%以上の減少があったと推定され、その原因がなくなっている、且つ理解されており、且つ明らかに可逆的である。</li> <li>過去10年間もしくは3世代のどちらか長い期間を通じて、30%以上の減少があったと推定され、その原因がなくなっていない、理解されていない、あるいは可逆的でない。</li> <li>今後10年間もしくは3世代のどちらか長期間を通じて、30%以上の減少があると予測される。</li> <li>過去と未来の両方を含む10年間もしくは3世代のどちらか長い期間において30%以上の減少があると推定され、その原因がなくなっていない、理解されていない、あるいは可逆的でない。</li> </ol> <p>B. 出現範囲が20,000km<sup>2</sup>未満もしくは生息地面積が2,000km<sup>2</sup>未満であると推定され、また次のうち2つ以上の兆候が見られる場合。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>生息地が過度に分断されているか、10以下の地点に限定されている。</li> <li>出現範囲、生息地面積、成熟個体数等について、継続的な減少が予測される。</li> <li>出現範囲、生息地面積、成熟個体数等に極度の減少が見られる。</li> </ol>

カテゴリー及び基本概念		定性的要件	定量的要件
絶滅危惧 THREATENED	<b>絶滅危惧 II 類</b> Vulnerable (VU) 絶滅の危険が増大している種  現在の状態をもたらした圧迫要因が引き続き作用する場合、近い将来「絶滅危惧 I 類」のカテゴリーに移行することが確実と考えられるもの。		C. 個体群の成熟個体数が10,000未満であると推定され、さらに次のいずれかの条件が加わる場合。 1. 10年間もしくは3世代のどちらか長い期間に10%以上の継続的な減少が推定される。 2. 成熟個体数の継続的な減少が観察、もしくは推定・予測され、かつ次のいずれかに該当 <ul style="list-style-type: none"> <li>a) 個体群構造が次のいずれかに該当 <ul style="list-style-type: none"> <li>i) 1,000以上の成熟個体を含む下位個体群は存在しない。</li> <li>ii) 1つの下位個体群中にすべての成熟個体が属している。</li> </ul> </li> <li>b) 成熟個体数の極度の減少</li> </ul> D. 個体群が極めて小さく、成熟個体数が1,000未満と推定されるか、生息面積あるいは分布地点が極めて限定されている場合。  E. 数量解析により、100年間における絶滅の可能性が10%以上と予測される場合。
	<b>準絶滅危惧</b> Near Threatened (NT) 存続基盤が脆弱な種  現時点での絶滅危険度は小さいが、生息条件の変化によっては「絶滅危惧」として上位カテゴリーに移行する要素を有するもの。	次に該当する種  生息状況の推移から見て、種の存続への圧迫が強まっていると判断されるもの。具体的には、分布域の一部において、次のいずれかの傾向が顕著であり、今後さらに進行するおそれがあるもの。 <ul style="list-style-type: none"> <li>a) 個体数が減少している。</li> <li>b) 生息条件が悪化している。</li> <li>c) 過度の捕獲・採取圧による圧迫を受けている。</li> <li>d) 交雑可能な別種が侵入している。</li> </ul>	
	<b>情報不足</b> Data Deficient (DD) 評価するだけの情報が不足している種	次に該当する種  環境条件の変化によって、容易に絶滅危惧のカテゴリーに移行し得る属性(具体的には、次のいずれかの要素)を有しているが、生息状況をはじめとして、カテゴリーを判定するに足る情報が得られていない種。 <ul style="list-style-type: none"> <li>a) どの生息地においても生息密度が低く希少である。</li> <li>b) 生息地が局限されている。</li> <li>c) 生物地理上、孤立した分布特性を有する(分布域がごく限られた固有種等)。</li> <li>d) 生活史の一部又は全部で特殊な環境条件を必要としている。</li> </ul>	

## ■付属資料

カテゴリー及び基本概念	定性的要件	定量的要件
絶滅のおそれのある 地域個体群 Threatened Local Population (LP)  地域的に孤立している個体群 で、絶滅のおそれが高いもの。	次のいずれかに該当する地域個体群  ①生息状況、学術的価値等の観点から、レッドデータブック掲載種に準じて扱うべきと判断される種の地域個体群で、生息域が孤立しており、地域レベルで見た場合絶滅に瀕しているかその危険が増大していると判断されるもの。 ②地方型としての特徴を有し、生物地理学的観点から見て重要と判断される地域個体群で、絶滅に瀕しているか、その危険が増大していると判断されるもの。	

### ※「情報不足」の取扱いについて

カテゴリーが「情報不足」に評価された種は、絶滅危惧に移行する可能性はあるが、評価するだけの情報が不足している種です。

ふくしまレッドリスト(2017年版)同様、文献で過去に生息・生育の確認をしたが実際に生息・生育しているか不明な種や近似種との識別ができず正確な生息・生育状況が把握できていない種などを情報不足として評価しています。

情報不足とされた種は、今後、十分な情報が得られた場合は改めて評価付けします。

[参考]

ふくしまレッドリスト（2001-2003年版）のカテゴリーと評価方法

区分及び基本概念		定性的要件			
<b>絶滅(野生絶滅生物を含む)</b> Extinct(Extinct in the wild) (EX+EW) 福島県内ではすでに絶滅したと考えられるか飼育・栽培下でのみ存続している種および亜種・変種		次のいずれかに該当する種および亜種・変種。 【確実な情報があるもの】 ①信頼できる調査や記録によりすでに絶滅したことが確認されている。 ②信頼できる複数の調査によっても生息が確認できなかった。			
		③過去50年前後の間に、信頼できる生息の情報が得られていない。			
<b>絶滅危惧</b>	<b>絶滅危惧 I類</b> Threatened A (A) 絶滅の危機に瀕している種および亜種・変種  現在の状態をもたらした圧迫要因が引き続き作用する場合、野生での存続が困難な種および亜種・変種。	次のいずれかに該当する種および亜種・変種。 【確実な情報があるもの】 ①既知のすべての個体群で、危機的水準にまで減少している ②既知のすべての生息地で、生息条件が著しく悪化している ③ 知のすべての個体群がその再生産能力を上回る捕獲・採取圧にさらされている。 ④ほとんどの分布域に交雑のおそれのある別種および別亜種・別変種が侵入している。			
	<b>絶滅危惧 II類</b> Threatened B (B) 絶滅の危険が増大している種および亜種・変種  現在の状態をもたらした圧迫要因が引き続き作用する場合、近い将来「絶滅危惧 I類」のランクに移行することが確実と考えられる種および亜種・変種。	次のいずれかに該当する種および亜種・変種。 【確実な情報があるもの】 ①大部分の個体群で個体数が大幅に減少している。 ②大部分の生息地で生息条件が明らかに悪化しつつある。 ③大部分の個体群がその再生産能力を上回る捕獲・採取圧にさらされている。 ④分布域の相当部分に交雑可能な別種および別亜種・別変種が侵入している。			
<b>準絶滅危惧</b> Threatened C (C) 存続基盤が脆弱な種および亜種・変種  現時点での絶滅危険度は小さいが、生息条件の変化によっては「絶滅危惧」として上位ランクに移行する要素を有する種および亜種・変種。	生息状況の推移から見て、種および亜種・変種の存続への圧迫が強まっていると判断されるもの。具体的には分布域の一部において、次のいずれかの傾向が顕著であり、今後さらに進行するおそれがあるもの。 a 個体数が減少している。 b 生息条件が悪化している。 c 過度の捕獲・採取圧による圧迫を受けている。 d 交雑可能な別種および別亜種・別変種が侵入している。				
<b>希少</b> Threatened (D) 個体数が少ないもしくは生息地が限られている種および亜種・変種。  現時点のところ絶滅危惧や準絶滅危惧にも該当しないが、生息条件の変化によって容易に上位のランクに移行する要素を有する種および亜種・変種。	環境条件の変化によって、容易に絶滅危惧や準絶滅危惧のカテゴリーに移行し得る属性(具体的には、次のいずれかの要素)を有している種および亜種・変種。 a どの生息地においても生息密度が低く希少である。 b 生息地が局限されている。 c 生物地理上、孤立した分布特性を有する(分布域がごく限られた固有種等)。 d 生活史の一部または全部で特殊な環境条件を必要としている。				
<b>注意</b> Noteworthy (N) 注意すべき種および亜種・変種	本県では一般に見られるが、全国レベルでは貴重であると評価されている種および亜種・変種。				
<b>未評価</b> Not Evaluated (NE) 評価できなかった種および亜種・変種	現在の資料で絶滅の危険性があるかどうかの判定が難しく、以前生息が確認されたものの、現状が不明のもの。確認された種および亜種・変種の生息情報が疑わしいもの。				

### 3 ふくしまレッドリスト（2020年版）掲載種数

#### ふくしまレッドリスト調査結果

上段: 2020年版の種数

下段: 2019年版の種数

分類群		絶滅 (EX)	野生 絶滅 (EW)	絶滅のおそれのある種		準絶滅 危惧 (NT)	希少 (D)	注意 (N)	未評 価 (NE)	情報 不足 (DD)	合計	絶滅の おそれのある 地域個体群							
				絶滅危惧 I 類															
				IA類 (CR)	IB類 (EN)														
植物	コケ植物	0 (0)	0 (0)	26 <sup>注1)</sup> (26)		24 (24)	18 (18)	33 (33)	0 (0)	15 (15)	- -	116 (116)	0 (0)						
	維管束植物 <sup>注2)</sup>	17 (17)	0 (0)	143 (135)	135 (134)	215 (213)	190 (188)	- -	- -	- -	109 (107)	809 (794)	0 (0)						
	昆虫類	8 (5)	0 (0)	24 <sup>注3)</sup> (25)		23 (22)	54 (55)	- -	- -	- -	82 (84)	191 (191)	0 (0)						
	鳥類	1 (0)	0 (0)	9 (10)	13 (10)	17 (12)	44 (49)	- -	- -	- -	7 (9)	91 (90)	0 (0)						
	淡水魚類	0 (0)	0 (0)	4 (4)	11 (10)	5 (5)	3 (3)	- -	- -	- -	10 (10)	33 (32)	5 (5)						
	両生類	0 (0)	0 (0)	1 <sup>注3)</sup> (1)		1 (0)	9 (10)	- -	- -	- -	0 (0)	11 (11)	3 (3)						
	爬虫類	0 (0)	0 (0)	0 <sup>注3)</sup> (0)		0 (0)	7 (6)	- -	- -	- -	1 (2)	8 (8)	0 (0)						
	哺乳類	2 (2)	0 (0)	1 <sup>注3)</sup> (1)		1 (1)	0 (0)	- -	- -	- -	17 (17)	21 (21)	0 (0)						
	淡水性 甲殻類	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	- -	- -	- -	2 (2)	2 (2)	0 (0)						
	菌類	0 (0)	0 (0)	7 <sup>注3)</sup> (7)		7 (7)	31 (31)	- -	- -	- -	48 (48)	93 (93)	0 (0)						
全分類群 合計	淡水性 二枚貝	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	2 (0)	0 (0)	- -	- -	- -	3 (0)	6 (0)	0 (0)						
		28 (24)	0 (0)	156 (149)	160 (154)	295 (284)	356 (360)	33 (33)	0 (0)	15 (15)	279 (279)	1381 (1358)	8 (8)						
				374 (363)															

注1) コケ植物については改訂していないため、旧カテゴリーで掲載している。

注2) シダ植物、種子植物を維管束植物として統合

注3) 定量的要件による評価が可能となるようなデータが得られないことから、

定性的要件によるカテゴリー区分に従って、絶滅危惧 I 類を IA類と IB類に分けていない。

#### 4 主な改訂内容

##### (1) 植物（維管束植物）

改訂により、新たに 15 種が追加され、1 種がカテゴリー変更されました。

##### (2) 昆虫類

改訂により、5 種がカテゴリー変更されました。

##### (3) 鳥類

改訂により、新たに 1 種が追加され、10 種がカテゴリー変更されました。

##### (4) 淡水魚類

改訂により、新たに 1 種が追加され、3 種がカテゴリー変更されました。

##### (5) 両生類

改訂により、1 種がカテゴリー変更されました。

##### (6) 爬虫類

改訂により、1 種がカテゴリー変更されました。

##### (7) 淡水性二枚貝

改訂により、新たに「淡水性二枚貝」をリストに追加しました。

絶滅危惧 I B 類が 1 種、絶滅危惧 II 類が 2 種、情報不足が 3 種の計 6 種が掲載されました。

#### 5 改訂の経緯及び調査体制

##### (1) 改訂の経緯

平成 25 年度：植物、昆虫類、菌類の調査を開始

平成 26 年度：植物 800 種を仮選定 ※シダ植物、種子植物のみ

昆虫類 225 種を仮選定

菌類 59 種を選定 (59 種追加)

平成 27 年度：鳥類、淡水魚類、両生・爬虫類、哺乳類の調査を開始

淡水性甲殻類の追加調査を開始

植物、昆虫類についてリスト中間案を作成、福島県自然保護課のホームページで公開

平成 28 年度：植物 774 種を選定 (156 種追加、47 種削除) ※シダ植物、種子植物のみ

昆虫類 189 種を選定 (117 種追加、40 種削除)

鳥類 90 種を選定 (20 種追加、2 種削除)

淡水魚類 35 種を選定 (16 種追加、1 種削除)

両生・爬虫類 22 種を選定 (11 種追加、4 種削除)

哺乳類 21 種を選定 (1 種追加、4 種削除)

淡水性甲殻類 2 種を選定 (2 種追加)

平成 29 年度：調査結果リスト案について、福島県野生動植物保護アドバイザーに意見照会

福島県自然環境保全審議会希少野生生物保護部会に諮問

ふくしまレッドリスト改訂案についてパブリックコメントを実施

パブリックコメントの結果、2 件の意見が提出され、うち 1 件の意見をふくしまレッドリスト改訂案に反映させた。

昆虫類 190 種を選定 (パブリックコメントの結果、1 種追加)

福島県自然環境保全審議会希少野生生物保護部会より答申

平成30年度：福島県野生動植物保護アドバイザー 各部会へ改訂の要否を確認

菌類リストへの冬虫夏草の追加並びに植物リストの見直し

全リストの学名・科名の追加・修正

植物（21種追加、5種削除）、菌類（33種追加）

令和元年度：福島県野生動植物保護アドバイザー 各部会へ改訂の要否を確認

植物、昆虫類、鳥類、淡水魚類、菌類のリストで新規追加や削除、カテゴリー変更等の見直し

令和2年度：福島県野生動植物保護アドバイザー 各部会へ改訂の要否を確認

淡水性二枚貝リストの追加並びに維管束植物、昆虫類、鳥類、淡水魚類、両生・爬虫類のリストで新規追加や削除、カテゴリー変更等の見直し

## （2）調査体制

改訂作業について以下の調査員に協力を得ております。（五十音順、敬称略）

（植物）

阿部武 伊賀和子 五十嵐彰 猪狩貴史 猪狩資子 猪瀬礼璃菜 薄葉満 遠藤雄一  
折笠常弘 葛西英明 横村利道 片野伸雄 加藤沙織 兼子伸吾 菅野修三 柳田正行  
黒沢高秀 坂下諭 櫻井信夫 佐々木公一 佐藤健司 佐藤光雄 首藤光太郎 高原郁子  
高原豊 富田武子 友坂豊 仲川邦広 新国勇 二瓶重和 根本秀一 蓮沼憲二 深瀬元靖  
古川眞智子 星（富田）昇 堀富男 本多隆 山下俊之 山下由美 山田恒人 湯澤陽一  
吉田一右 渡辺和子 渡部秀哉 渡邊祐紀

（菌類）

阿部武 貝津好孝 富田武子 奈良俊彦 広井勝 平澤桂 本多隆 三田村敏正 吉井重幸  
渡部正明

（昆虫類・淡水性甲殻類）

阿部駿太郎 石川佳宏 井上尚武 大平創 大桃定洋 緒勝祐太郎 金子道夫 草刈広一  
草野憲二 郡司正文 小林潤一郎 斎藤修司 斎藤忠雄 志賀澄歌 篠木昭夫 島野智之  
関原瑞穂 田口四十三 田村克徳 塘忠顕 芳賀馨 土田直之 平澤桂 増渕翔太  
水野谷昭三 三田村敏正 横井直人 横山隆 吉井重幸 渡辺浩

（鳥類）

荒川幸男 伊東善政 遠藤政弘 大河原吉衛 太田弘道 長田雅一 賀川紘 川俣浩文  
久野文廣 熊谷健一 黒江義之 児山章二 権藤義弘 佐藤和子 佐藤勝彦 佐藤繁則  
佐藤慎一 志賀裕悦 白瀬豊 杉内慶夫 鈴木滋 瀬谷悟 瀬谷喜子 相良昌彦 武田健  
棚邊美根子 千葉友子 戸邊進 林克之 原傳 蛭田衛 古木勇 星野純 細井俊宏  
満田信也 弥勒友道 村上智弘 柳内景子 横田敬幸 吉田正明 渡辺文雄

（淡水魚類）

稻葉修 倉石信 佐久間徹 春本宜範

（両生・爬虫類）

稻葉修 桐島野枝 吉川夏彦

(哺乳類)

岩崎雄輔 岩柳光夫 大槻晃太 今野万里子 佐藤洋司 高岡裕大 高橋修 藤本竜輔  
渡邊憲子

## 6 ふくしまレッドリストの活用

福島県の環境行政の様々な場面で今回改訂されたレッドリストを活用する予定です。

福島県では福島県野生動植物の保護に関する条例（平成16年条例第23号。）第3条、第4条及び第5条の規定に基づき、公共工事等の実施時、その他公共工事等以外の事業で県が必要と判断した場合に「ふくしまレッドリスト」に掲載された野生動植物（以下「希少野生動植物」という。）の生息・生育情報を提供することにより、事前に工事等箇所における希少野生動植物の生息・生育情報を管理調整し、希少野生動植物への配慮を行っています。

国及び市町村による公共工事においても活用されることが望まれますので、担当者は問い合わせ先にご相談ください。

環境アセスメントが必要な太陽光発電や風力発電事業等において同様に活用されています。

## 7 問い合わせ先

今回公表したレッドリストについてのご意見・お問い合わせ等は、住所・氏名・電話番号を明記した上で、手紙、メールまたはFAXにより、下記までお願いします。いただいたご意見等は、今後のレッドリスト改訂での検討資料といたします（すべてのご意見・お問い合わせ等にお答えすることはできない場合がございますので、ご了承ください）。

〒960-8670 福島県福島市杉妻町2-16 福島県生活環境部自然保護課

電話番号：024-521-7210

FAX番号：024-521-7927

メールアドレス：shizen@pref.fukushima.lg.jp

（注意：メールアドレス中、『lg』の部分は、『エル・ジー（アルファベット）』です。）